

仕 様 書

- 1 この業務は、消防用設備及び防火上必要な建築設備（以下「設備」という。）の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態に保ち、諸設備の耐久化を図るものである。
- 2 業務の委託内容及び範囲は次のとおりとする。
 - (1) 広島市立舟入市民病院における消防法第17条の3の3に基づく設備の点検（機器点検（以下「6か月点検」という。）、機器点検・総合点検（以下「1年点検」という。））に関する事。6か月点検は4月に、1年点検は10月に実施すること。
 - (2) 連結送水管耐圧性能点検は令和4年10月に実施すること。（1回）
 - (3) 上記(1)の業務に付随する軽微な保守（別表第1に定める事項）に関する事。
 - (4) 上記(1)の業務実施月にかかわらず、委託者（以下「発注者」という。）の要請による、緊急又は異常発生時における受託者（以下「受注者」という。）従業員の派遣等、対応に関する事。
 - (5) 電気設備の停電点検時及び消防訓練時は、受注者従業員を派遣し、立ち会うこと。（それぞれ年1回）
 - (6) 機器の失効、未警戒等法令の適合に関する事。
 - (7) 発注者が必要とする書類等の作成及び所轄消防署等への提出に関する事。
- 3 業務を行う設備、数量等については、別表2のとおりとする。

（当該業務の委託内容に軽微な変更が生じた場合は、受注者の負担において実施するものとする。）
- 4 受注者は、業務の実施に当たっては、消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。
- 5 受注者は、あらかじめ発注者に対し、前項の資格を証する書類の写しを提出するとともに、責任者及び従業員の住所、氏名を発注者に通知するものとする。また、責任者又は従業員に変更があった場合もその旨を通知するものとする。
- 6 発注者は必要に応じて、従業員の身分証明書又は資格証明書（以下「証明書等」という。）の提示を求められることができるものとし、従業員は、この求めがあった場合は、証明書等を提示するものとする。
- 7 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議し、日時・作業方法等を決定し、委託業務実施計画書（工程表）を作成し提出するものとする。
- 8 受注者は、上記2(1)及び(2)の業務を行ったときは、業務実施報告書及び点検結果報告書を提出するものとする。
- 9 点検結果報告書の提出部数は、発注者の指示する部数とする。
- 10 点検結果報告書の作成（記載）に当たっては、(財)日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」を準用し、作成するものとする。

なお、点検結果報告書の様式については、平成16年度消防庁告示第9号による様式を使用すること。

- 11 連結送水管耐圧性能点検を実施する際は、異常が発生した場合の減圧、排水等の準備をし、安全対策に万全を期すること。
- 12 消防用設備等の点検後、(財)広島県消防設備管理協会が発行する消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付するものとする。
- 13 業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

別表第 1

【「軽微な保守」の範囲】

「軽微な保守」の範囲は、消防用設備等の点検を実施する際、同時に行う下記部品の取替え、充てん及び調整等とする。

記

保 守 用 部 品	電球、ヒューズ、ビス、ゴムパッキン、スイッチ、 保護ガラス、保護タイヤ等
詰 替 薬 剤 等	放射テスト用の泡もしくは粉末薬剤（ボンベを含む）、 封印等